

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第5項の規定により、大規模小売店舗内の店舗面積の合計を法第3条第1項の基準面積以下とする旨の届出がありましたので、法第6条第6項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告します。

平成27年3月25日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

京都駅ビル開発株式会社

代表取締役社長 東 憲昭

京都市下京区塩小路通烏丸西入 新京都センタービル8F

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都駅ビルホテル施設

京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町

(2) 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,365 m<sup>2</sup>

(3) 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

265 m<sup>2</sup>

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が基準面積（1,000 m<sup>2</sup>）以下となる

日

平成27年3月6日

(5) 変更する理由

店舗面積減少のため

3 届出年月日

平成27年3月6日

(産業観光局商工部商業振興課)